

令和 7 年第 1 回
河内町議会定例会会議録 第 2 号

令和 7 年 3 月 1 8 日 午前 1 0 時 0 1 分開議

1. 出席議員 10 名

1 番	山 本 豊 君	2 番	高 橋 利 彰 君
3 番	諸 岡 周 示 君	4 番	高 橋 稔 君
5 番	小 更 雅 之 君	6 番	服 部 隆 君
7 番	牧 山 龍 雄 君	8 番	星 野 初 英 君
9 番	大 野 佳 美 君	10 番	宮 本 秀 樹 君

1. 欠席議員

な し

1. 出席説明員

町 長	野 澤 良 治 君
総 務 課 長	北 澤 雅 志 君
企 画 財 政 課 長	伊 藤 英 樹 君
秘 書 広 聴 課 長	小 島 孝 裕 君
危 機 管 理 監	野 澤 茂 君
ま ち づ く り 推 進 課 長	坂 本 紀 幸 君
生 活 環 境 課 長	香 取 秀 一 君
農 政 課 長	寺 崎 光 則 君
教 育 課 長	鈴 木 裕 之 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	足 立 誠 君
町 民 課 長	福 田 誠 一 君
福 祉 課 長	仲 代 直 人 君
都 市 整 備 課 長	吉 田 茂 久 君
上 下 水 道 課 長	石 山 茂 樹 君
会 計 課 長	山 田 さ つ き 君
税 務 課 長	松 川 浩 之 君

1. 出席事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 山 哲 也 君
-------------	-----------

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

令和7年3月18日（火曜日）

午前10時01分開議

議事日程

日程1. 一般質問

日程2. 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度河内町一般会計補正予算（第7号））

日程3. 議案第1号 河内町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について

日程4. 議案第2号 河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程5. 議案第3号 河内町消防団条例及び河内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

日程6. 議案第4号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程7. 議案第5号 河内町中央公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例

日程8. 議案第6号 河内町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例

日程9. 議案第7号 河内町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例

日程10. 議案第8号 河内町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

日程11. 議案第9号 令和6年度河内町一般会計補正予算（第8号）

日程12. 議案第11号 令和6年度河内町介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程13. 議案第12号 令和6年度河内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

日程14. 議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について

日程15. 議案第21号 町有財産（旧金江津中学校）の無償貸付の更新契約について

日程16. 議案第13号 令和7年度河内町一般会計予算

議案第14号 令和7年度河内町国民健康保険特別会計予算

議案第15号 令和7年度河内町介護保険特別会計予算

議案第16号 令和7年度河内町介護サービス事業特別会計予算

議案第17号 令和7年度河内町後期高齢者医療特別会計予算

議案第18号 令和7年度河内町水道事業会計予算

議案第19号 令和7年度河内町下水道事業会計予算

日程17. 議員提出議案第1号 河内町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例

日程18. 委員会提出議案第1号 河内町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

日程19. 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程20. 閉会中の所管事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

日程1. 一般質問

日程2. 報告第1号

日程3. 議案第1号

日程4. 議案第2号

日程5. 議案第3号

日程6. 議案第4号

日程7. 議案第5号

日程8. 議案第6号

日程9. 議案第7号

日程10. 議案第8号

日程11. 議案第9号

日程12. 議案第11号

日程13. 議案第12号

日程14. 議案第20号

日程15. 議案第21号

日程16. 議案第13号

議案第14号

議案第15号

議案第16号

議案第17号

議案第18号

議案第19号

日程17. 議員提出議案第1号

日程18. 委員会提出議案第1号

日程19. 選挙第1号

日程20. 閉会中の所管事務調査の件

午前10時01分開議

○議長（高橋 稔君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9名であります。10番宮本秀樹議員から欠席届が提出されております。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりであります。

なお、表決は採決システムにて行いますので、御了承くださるようお願いいたします。

○議長（高橋 稔君） 日程1、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により質問を許します。

防災対策について、子ども食堂について、医療福祉費支給制度については、8番星野初英議員からの質問です。

コミュニティスクールについて、地域おこし協力隊について、町づくりについては、7番牧山龍雄議員からの質問です。

町有財産について、園小中連携については、3番諸岡周示議員からの質問です。

初めに、8番星野初英議員、登壇願います。

〔8番星野初英君登壇〕

○8番（星野初英君） 皆様おはようございます。8番星野初英でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。早朝よりお忙しい中傍聴にお越しいただきまして、大変にありがとうございます。

ちょうど1週間前になりますが、3月11日で東日本大震災から14年を迎えました。災害関連死も含めた2万2,000人を超える方が亡くなっており、行方不明者への思いを致すとき、今なお深い悲しみを覚えます。犠牲となった方々と御遺族に、哀悼の誠をささげます。

今回も3項目の質問をいたします。1、防災対策について、2、子ども食堂について、3、医療福祉支給制度について、お伺いいたします。

詳細は自席にて質問いたしますので、担当課長、町長の前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 稔君） 8番星野初英議員。

○8番（星野初英君） 3.11発災から、防災計画も大きく見直されてきました。特に、河内町でもこの5年間は、野澤危機管理監を中心に、自主防災組織の編成や防災訓練等も、いざというときに備えて行ってまいりました。また、防災士の研修も取り入れていただき、とても心強かったです。大変お世話になり、ありがとうございました。今後も防災士として活躍されるとお伺いしておりますので、御指導をよろしくお願いいたします。

それでは質問に入ります。

4月には出来上がる予定の公民館ですが、河内町では初めて3階建てということで、エ

エレベーターが設置されるとお聞きしております。万が一災害が発生したときにエレベーターに閉じ込められてしまった場合、必要な非常用品を備えたボックスとして、また閉じ込められた対策の一つとして設置されていれば、閉じ込められて救出までに長時間を要する場合、閉じ込められた方が健康状態を損なうことなく救出を待つことができるようにするため、防災備蓄ボックスの設置は必要と考えます。

防災備蓄ボックスの中には、非常用飲料水、簡易トイレキット、非常用食料、ラジオ、ライト、ティッシュ、ブランケット等があります。エレベーターに長時間閉じ込められると脱水症状を起こすケースが多いため、特に飲料水の確保に重点を置くようです。ふだんは、足腰の悪い方用に椅子として利用できるようになっております。

エレベーター内に町として防災用備蓄ボックスの設置をする考えを、野澤危機管理監、お聞かせください。

○議長（高橋 稔君） 野澤危機管理監。

○危機管理監（野澤 茂君） 星野議員の御質問にお答えいたします。

エレベーターの備蓄ボックスについてですが、中央公民館に設置されるエレベーターを含めて、現在のエレベーターは、停電時に最寄りの階に停止する、そして扉が開く構造になっております。そして、事務所とインターホンで会話ができる設備がついています。

しかし、御質問のように、地震時に機械の不具合等によりエレベーターが緊急停止し、利用者が閉じ込められるケースもまれにございます。そして、復旧までは、数時間、内部にとどまることになります。その際、内部に閉じ込められた人の健康状態、また夏場などは、先ほど議員からもありましたが、飲料水やトイレの問題が発生します。

近隣市町村でも小型ボックスをエレベーター内に設置し、ボックス内に飲料水などを設置している例もあるとお聞きいたします。今後、河内町の公共施設においても、利用者の安心安全を考慮し、検討していきたいと考えております。

また、それ以上の大きな障害が出て危機状態に陥ったときは、稲敷広域消防本部の特別救助隊がエレベーター内での閉じ込め事故を想定した訓練を業者と毎回やっておりますので、大規模災害時はちゅうちょすることなくエマージェンシーコール、局番なしの119に通報をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 8番星野初英議員。

○8番（星野初英君） ありがとうございます。今後の河内町の公共施設においても、利用者の安心安全を考慮して検討していただくとの答弁でしたので、今検討されております河内町の庁舎においても、ぜひよろしく願いいたします。

先日、利根町にお伺いしたとき、エレベーターで移動した際に、エレベーター内に音楽が流れておりました。エレベーターを利用したときに場がもてないときがあると思いますが、音楽が流れていると、それを解消できてとてもいいなと思って帰ってまいりました。

できることならば、ぜひ河内町でも取り入れていただきたいなと思っております。

続きまして、近年は、地震や台風といった異常気象は激甚化し、頻発化しております。気象災害をもたらす豪雨には雨の強度や頻度などに特徴があり、長期的な傾向として、雨の降り方も変化しております。自助による対策が困難な視覚障害者、高齢者、弱視、識字困難者等には、ハザードマップ等の災害対策情報が音声で伝わる仕組みの提供も必要と考えます。

そこで、課題解決の手段として、視覚障害者等がウェブサイトや紙など様々な媒体の危機管理情報をスマホのアプリの音声で聞くことができる「耳で聴くハザードマップ」が有効であると考えますが、町の考えをお聞かせください。

○議長（高橋 稔君） 野澤危機管理監。

○危機管理監（野澤 茂君） 「耳で聴くハザードマップ」についてお答えをいたします。

河内町のハザードマップは、令和2年8月にガイドブックとハザードマップを新たに作成し、町内全戸に配布いたしました。利根川の洪水、そして小貝川や霞ヶ浦の浸水も想定したものとなっております。広域避難やマイ・タイムラインの普及なども、そのハザードマップから進めているところです。また、ガイドブック、ハザードマップ作成から5年が経過していきまして、内水氾濫や大雨浸水情報など、国土交通省の防災情報も変更される予定です。令和9年度を目標に、河内町のハザードマップも変更する予定で現在進めています。

御質問の「耳で聴くハザードマップ」につきましても、近隣市町村では既にQRコードを携帯電話で読み込むことで内容を言葉で説明してくれているものを作成しているようです。河内町のハザードマップにつきましても、災害弱者に寄り添ったものにしたいと、防災担当で話し合っているところです。また、要配慮者向けの多言語対策も含めまして、変更の際に盛り込むことができるように、今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 8番星野初英議員。

○8番（星野初英君） ありがとうございます。ハザードマップ作成から5年が経過しているとのことでした。ちょうどこの原稿を作っているときの4日の日にも、震度3の地震がありました。今は、いつ何が起こるか分からない状況です。

「耳で聴くハザードマップ」は、視覚障害者の方が災害リスク、防災情報を音声で聞くことができ、事前の学習、天気の情報、行政からの通知や避難の誘導など、災害発生前後の必要な情報を一つのアプリで網羅しております。野澤危機管理監の答弁にもございましたが、行政手続やインフラ情報、ハザードマップ情報等を音声コードを活用して外国語で聞くことができれば、町内にお住まいの外国人の方にも有効であると思います。視覚障害者の方には、音声コードを使える用紙等には手で確認すれば分かるように、切り込みが入っているようになっております。

災害は、いつ起こるか分かりません。ぜひとも、災害から命を守るために備えが必要です。情報格差のないまちづくりを実現すべく、災害時においても、誰一人取り残さない寄り添った支援の拡充を少しでも早くに取り組んでいただきますように、よろしくお願いいたしますします。

続きまして、いざ災害が起きたときの対策といたしまして、河内町においていろいろなところと災害協定を結んでいると思います。今現在、町として災害協定を結んでいるところを、野澤危機管理監、お聞かせください。

○議長（高橋 稔君） 野澤危機管理監。

○危機管理監（野澤 茂君） 河内町が結ぶ災害協定についてお答えをいたします。

河内町としましても、有事の際に、河内町の防災力では限界があります。様々な機関と、現在災害協定を結んでいます。

範囲の大きな協定では県内全市町村との災害協定、これは平成6年に結んでおります。身近な災害協定では稲敷広域市町村圏内、これにつきましては龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、阿見町、利根町となっておりますが、災害時の相互応援協定を平成29年に結び、災害時の緊急活動支援、災害復旧の取れる体制を取っているところでございます。

令和7年3月現在で、34組織と災害協定や覚書を取り交わしている状況です。最近の代表的な協定では、キッチンカー協会や株式会社カスミとの物資供給に関する協定、さらに町建設業者との応急復旧に関する協定を結んでおります。

以上であります。

○議長（高橋 稔君） 8番星野初英議員。

○8番（星野初英君） ありがとうございます。数々の組織と災害協定を結んでおり、いざというときに備えてあることが分かりました。

何度か私も防災士として、野澤危機管理監の下、訓練をさせていただきました。簡易ベッドや段ボールベッドの組立て方や応急措置等も実際に体験させていただいて、とても勉強になりました。

今回の質問のことで、利根町に行ってお話をお聞きしてまいりました。実は、全国畳協会がありまして、5日で5,000枚という見出しでネットに載っておりますが、必要な枚数は町によって違うと思います。畳の材料代も輸送代も人件費も、いざ災難が起きたときに、無料で要望の枚数を届けていただけるというものです。現在、坂東市、小美玉市、水戸市、東海村、五霞町、かすみがうら市、石岡市、つくばみらい市、常総市、利根町が、防災協定を結んでおります。

体育館に避難をした場合、なかなか寝られない状況だと思いますが、特に体育館の中で周りの方の歩くキュッキュッという足音が気になって寝られない方もいるそうです。その点、畳だと音はしないし、衛生面でもよいと思います。特に、寒い時期は暖かくて冷えからも守れるし、避難した方にとってもとても助かると思います。畳の材料は樹脂とか和紙

できていて、お水等もこぼしても簡単に拭き取れるそうです。ただ、後の処分は、町で行うことになるそうです。

この全国畳協会との協定を結ぶことに対しての町の考えをお聞かせください。

○議長（高橋 稔君） 野澤危機管理監。

○危機管理監（野澤 茂君） 御質問の全国畳協会との協定についてお答えをいたします。

河内町が避難所で備蓄する寝具類は、簡易ベッド100台、折り畳みベッド100台、段ボールベッド40台、アルミ寝袋270枚、アルミロールマット570枚を備蓄しています。

避難所の生活は決して快適なものではなく、フロアに直接寝ると固さと冷えて環境が悪く、精神的な苦痛やフロアから舞い上がるほこり等で細菌等、不衛生となり、病気を助長することになりかねません。

畳をフロアに敷くことで足音や物音、ほこりなどを抑え、衛生面でも効果があると考えます。ストレスの緩和にもつながるものと思いますので、今後、全国畳協会との協定を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 8 番星野初英議員。

○8 番（星野初英君） ありがとうございます。河内町の避難所での寝具の備蓄も答弁いただきましたが、人口の割にはたくさん備蓄してあると思います。避難所での生活はできれば避けたいものですが、万が一のことを想定して、万全の準備をしておかなければならないものです。これからも、住民の安全安心のためにもよろしくお願いいたします。

2 項目めに移ります。

続きまして、現在、全国各地域で子ども食堂を行っております。今では、子ども食堂をやっていない地域のほうが珍しいとも言われています。他の地域で行っております子ども食堂は、ほとんどがNPO法人を立ち上げて行っております。でも、河内町においては、なかなか難しい状況だと思います。

皆様が御存じのように、親の体調やいろいろな都合で食事の支度が難しい家庭等、様々な事情を抱えた子供たちが必要な栄養を取ることとともに、学びや遊びも提供できる居場所づくり、そして支援が必要な子供の早期発見という考えの下、子供が感じる不安や心配を早期に把握し、必要な支援につなげる気づきの拠点ともなる。子供たちの孤食、家庭的な環境で食事をする機会の少ない子供たちや、貧困で困難を抱える子供たちに対して、子供を見守りながら必要に応じて支援できる、家庭、学校に続く第3の居場所として位置づけられると思います。

この子ども食堂を、河内町において公民館を使って取り入れる予定とお聞きしております。どのような取組をするのか、もし決まっていれば、野澤町長の考えをお聞かせください。

○議長（高橋 稔君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 星野議員の質問にお答えします。

ただいま質問のように、中央公民館が今建設をされておりまして、予定でありますと4月24日に竣工式を迎える予定でありまして、5月7日から一般開放する予定をしております。

その中に調理室も利用が可能となりますので、その施設を利用して子ども食堂を行うことによりまして、様々な事情を抱えた子供たちが必要な栄養を取ること、そして心のよりどころ、また学びや遊びの場として提供し、必要な支援を行いたいと考えておりますが、現在、河内町には子ども食堂ありませんので、近隣もいろいろ調べましたけれども、NPO法人、またNGO法人と二つの法人がありまして、無償の団体であったり有償の団体であったりということで様々な活動しておるようでございますけれども、町としましては、食に関する団体等に声をかけさせていただきまして、もし理解が得られれば一緒になってスタートが切れたらというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋 稔君） 8番星野初英議員。

○8番（星野初英君） 町長、ありがとうございます。食に関する団体等にもし協力していただければ、それが1番いいのかなと思います。

また、でもその中でも、月に何回行かうとか、また日にちはいつがいいとか、作る方たちのボランティアの方たち、またもっと増やすとか、また食材の準備等々、いろいろなことを話し合わなければいけないと思います。そしてまた、今後もちろんボランティアの方もそうなんですけれども、食材を提供したい等の声があるときとか、また受皿になる窓口、またそれをコーディネーターする方とかどうするのか、また資金も、町の交付金、どのような交付金が使えるか、また町で出すか、また今後長く持続して、河内町の特徴を生かした子ども食堂を考えてほしいと思っております。

名前は子ども食堂ということでスタートすると思いますが、独り暮らしの高齢者の方は、高齢者の方が結局1人で食事をしていることがすごく多くて、やっぱりそういう子ども食堂にも一緒に来られればなと思っています。

また、家庭で疲れている保護者の方たちも、子供さんと一緒に来て食事を楽しんでいただき、ある意味、地域の交流拠点や居場所づくりとしての機能にもなると、先ほど町長もおっしゃっていましたが、思います。

でも、集まってくるには、河内町は本当に、送迎が必要なのか、高齢者の方ももし含めると送迎も必要なことも考えなければいけないのかなと思っております。これから試行錯誤していろいろ始めるとは思いますが、できれば、私は、初めは公民館を使っていろいろやっていくうちに、慣れてきてから、河内町の地形から考えますと、これは先々ですけれども、つつみ会館、それから福祉センター、あと公民館を含めて3か所で、最終的には子ども食堂が行われるようになればいいなと、理想を思っております。そして、利用者の方が、そうすれば集まりやすいんじゃないかなと思っています。

もう一度、町長の考えをお聞かせください。

○議長（高橋 稔君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） お答えします。

これから立ち上げるのには様々な諸問題も出てくるというふうに思いますけれども、やはりやるからには、一つ一つ解決しながら前に進むしかないんだらうというふうに思っております。

その中で、ある程度軌道に乗れば、可能な限り、高齢者も含め、提供の場所、そして回数も増やしながらやっていきたいというふうに思います。そのためには、手伝っていただけるボランティアの方々、そして地域の皆さん、また利用する人たちにもいろいろな理解をしていただきまして、まずはそういう認知度、根づかせるということが非常に大事だというふうに思っております。

そのためには、財源の確保であったりPRであったり、いろいろなことがこれから出てくるというふうに思いますけれども、町としてもできる限り支援をしていきたいというふうに思いますので、ぜひとも皆様にもお力を貸していただければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 稔君） 8 番星野初英議員。

○8 番（星野初英君） 町長、ありがとうございます。

河内版の子ども食堂として、今年もしできれば、何度かできるようになっていけばいいなと思っているんですけれども、やっているうちにいろいろと気づくことも多く出てくると思います。やってみないと分からないことがたくさんあると思いますけれども、よい方向に改善しながら、できれば来年からでも本格的にできるようになるといいなと思っております。河内町の子供たちや1人で食事を取っている高齢者の方々にも少しでも喜んで集える居場所になるように、私もできる限り協力したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、医療福祉支援制度、いわゆるマル福ですが、現在医療福祉の支払い、医療福祉費の払戻しはどのような手続で行っておりますか。福田課長、答弁お願いいたします。

○議長（高橋 稔君） 福田町民課長。

○町民課長（福田誠一君） 星野議員の御質問にお答えいたします。

現在の医療福祉支給制度、一般的に言われておりますマル福制度につきましては、妊産婦、小児、独り親、重度心身障害の方が対象となり、申請することによりマル福制度を利用することができます。

まず、県内の医療機関を利用した場合ですと、重度心身障害につきましては、医療費の自己負担がありません。そのほかの妊産婦、小児、独り親につきましては、医療機関ごとに、外来は1日600円で月に2回まで、入院は1日300円で月に3,000円を上限に自己負担が発生し、それ以降の自己負担は生じません。その中で、妊産婦及び小児については、外

来分になりますが、領収書を添付して申請することにより、償還払いとして全額助成をしております。

県外の医療機関を利用した場合は、マル福が適用できず、1度医療費分の自己負担額をお支払いしていただき、領収書を添付して申請することにより、県内と同様にマル福制度を利用することができます。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 8番星野初英議員。

○8番（星野初英君） 課長、ありがとうございます。

子供を育てながら働いている保護者の方は、全部の方とは言えませんが、どちらかというと、子供さんの学校に行っている間働いている方が多いと思います。保護者の方のお休みのときは役場もお休みで、申請になかなか行くことができないという話をお聞きいたしました。

今現在で、何かできる方法があれば、考えを教えてくださいたいと思います。お願いいたします。

○議長（高橋 稔君） 福田町民課長。

○町民課長（福田誠一君） 御質問にお答えいたします。

現在の申請手続につきましては、役場町民課及びつつみ会館において開庁時間内に行っていますが、令和7年4月からは、広報紙でもお知らせしたように、毎月第2、第4木曜日に午後7時まで住民窓口を延長しますので、お仕事帰りに申請していただければと考えております。

また今後は、申請書を手軽に入手できる環境を整え、つつみ会館での申請書の預かりや、土日祝日であっても、午前8時半から午後5時までは役場に職員がおりますので、申請書一式を預かれる体制を整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 8番星野初英議員。

○8番（星野初英君） ありがとうございます。4月からですね。第2、第4木曜日の7時まで開庁時間の延長に申請できるようになったり、またつつみ会館での申請書の預かり、また土日祝日でも申請書を預かる体制は、保護者にとっては今現在から比べればとても助かると思います。広報紙や河内町のアプリ等で通知や周知を、ぜひよろしくお願いいたします。

ただ、今はネットの時代で、私たちの年代とは違って、若い世代の方はスマホを使いこなしております。なので、スマホやマイナンバーを活用して、1度だけ振込先をお知らせしておけば払戻しができる便利な方法はないのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（高橋 稔君） 福田町民課長。

○町民課長（福田誠一君） 御質問にお答えいたします。

マル福の自己負担金を償還払いしているのは、小児においては、年齢制限も含めまして、県内44市町村のうち当町を含めて18町村、妊産婦においては13市町村でございます。

先ほどもお答えしたように、現在領収書を提出していただき、医療福祉制度の申請主義にのっとり、都度申請してもらっています。しかし、子育て世代の取り巻く環境なども考慮しまして、今後は各関係機関と調整しながら、準備期間をいただき、申請は初回のみとした支払い体制を整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 8 番星野初英議員。

○8 番（星野初英君） 福田課長、ありがとうございます。

償還払いをしているのは44市町村のうち18市町村、妊産婦においては13市町村ということですが、大きな市等はその地域の中に病院があるので、その場で支払わなくても済むのですが、残念ながら河内町では他の市町村の病院を利用しなければならないため、これだけではないと思いますけれども、難しいこともあると思いますが、今後、県の国保運営委員会やその他の関係機関等々協力をしていただき、調整して、申請は初回のみとした支払い体制を、ぜひとも子育て世代の保護者の方の負担を減らせるように努力していただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 稔君） これで、8 番星野初英議員の質問を終わります。

次に、7 番牧山龍雄議員、登壇願います。

〔7 番牧山龍雄君登壇〕

○7 番（牧山龍雄君） 7 番牧山龍雄でございます。今回は、3 項目の質問をいたします。

本年も早いと思っていましたら、もう3 月を迎えてしまいました。梅の花も散り、紅梅も咲き、桜の開花が待たれている今日この頃でございます。

新しい令和7 年度は、河内町町長選や参議院選、茨城の知事選など選挙戦が控えており、忙しい年を迎える、そう思っております。

今年度の新年度予算も審議され、スタートを待っております。そんな中、新しい提案や取組について、各町長や課長にお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 稔君） 7 番牧山龍雄議員。

○7 番（牧山龍雄君） それでは、第1 項目めのコミュニティスクールについて、教育長にお伺いいたします。

今年1 月15 日、読売新聞の茨城版に掲載されました、コミュニティスクールということについてお聞きします。新聞には、学校が地域社会とつながることで、子供の学びの機会が増えるだけでなく、地域の課題解決にもつながるのがCS の利点だと掲載されておりました。

このCS は、どのような目的、役割を持ってきたのかを教育長にお伺いしたいと思います。

す。

○議長（高橋 稔君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 牧山議員のコミュニティスクールの目的とか役割についてお答えします。

学校運営協議会制度を取り入れた学校を、コミュニティスクールといいます。コミュニティスクールとは、保護者、地域、学校が一体となって、子供の成長を支える体制を築くための制度です。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことが、コミュニティスクールの目的です。

続いて、役割について、2点お話しします。

一つ目が、校長が作成した学校運営の基本方針を承認すること。二つ目が、学校運営について、教育委員会や校長に意見を述べること。この2点です。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 7番牧山龍雄議員。

○7番（牧山龍雄君） かわち学園では、この取組は、学校の授業時間とか、そういうところによって地域の方々との取組を行っているというふうにも聞いております。そして、学校運営協議会ですけれども、これはやはり学校も地域を構成する重要な一員として積極的に地域と関わって、地域の課題解決に力を合わせて子供と取り組むことが重要な役割だとも書いてありました。

そのような中で、今、かわち学園でも、地域の方とのコミュニティスクールで野菜づくりとかそういうのを行っていると思うんですけれども、それはやっぱり授業時間内での作業で、児童生徒が余裕を持って学ぶことがないのかなと感じております。地域の社会の方々と何を作るのか。作業工程とか話し合い、計画を立てて作業の一連の流れを体験したほうが、農作業の学びを体験し、喜びもまた一段と違うのではないのでしょうか。これは、学校教育よりは社会教育、生涯学習の一環で行われたほうが、子供が余裕を持って喜びを感じられるのかなとも感じております。子供たちも時間に追われることなく、じっくりのんびりと取り組むことが、喜びも一段と違うのではないのでしょうか。

このCSの活動の一環で、生徒が住民と話し合って発案し、筑波大学の准教授の防災講話の中でも言われておりますけれども、実際に地震発生にどのように行動するべきかとか、考えるかを議論が行われたともありました。ここで私は、大事なのは生徒と住民との話し合い、生徒と住民が話し合って発案したことが重要なことだと感じました。今までの学校教育での取組では、みんなそれぞれよい体験だと思いますけれども、このような取組をこれからも先も望みます。

そして、社会教育や生涯学習の面での取組も必要だとも思います。以前、社会人材バンク的な登録がありましたが、それなども利用していければよいのかなと考えております。

以上のようなことに対して、教育長のお考えがありましたらお聞かせください。

○議長（高橋 稔君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） お答えします。

今、牧山議員のほうから、町の人材バンクについてというお話がありました。そのことについてお話ししたいと思います。

町には、学習リーダーバンク「かわち学びすと」という制度があります。町民の生涯学習の講師として、または学校教育等からの依頼によって、多様な体験、技能を持った指導者を派遣する制度です。現在、13の個人、団体に登録いただいております。生涯学習の分野や、かわち学園の授業に協力いただいております。

例えば、生涯学習グループの事業で「寺子屋かわち」というものがあります。小学生対象で、月1回程度、土曜日の午前中に開催します。英語、スポーツ、絵手紙などの活動に、かわち学びすとから講師をお願いしています。子供たちは、毎回楽しく活動しています。

人材バンクを活用することで、学校ではできないような教育がこの社会教育の中でできると考えております。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 7番牧山龍雄議員。

○7番（牧山龍雄君） 教育長、ありがとうございました。

子供たちに河内町を好きになってもらって、大きくなったら河内町残ってもらいたい。そういう感じであり、子供たちの興味あるもの、また町に対する疑問というものが、これから発案されたり検討されたり、子供たちが積極的にいろいろなものに、町のものに、問題に参加していくという方向も必要じゃないかなと思います。

そういう関係でこの問題をちょっと取り上げたんですけれども、やはり子供たちがなかなか河内町につかない、よそへ出ていっちゃうもんですから、やっぱり数の、少子化がだんだん進んでいく現状でございます。そのための、やっぱり小さいときから、そういう子供たちに町に携わって町のいろいろなよさを感じてもらって、これから残ってもらいたいなという気持ちで一般質問をさせていただいたんですけれども。

それに、やっぱり教育というのは、子供たちの教育というものは大変必要なものだと思いますので、そこら辺もありましたら、教育長のお考えありましたらお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 稔君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 牧山議員の子供たちが残るような、そういった町の活性化ということで、どんな方向があるかということでお話ししたいと思います。

生涯学習についてお話ししたいと思います。

新しい中央公民館が開かれると、またそこに人々が集まるような施設になるかと思います。生涯学習というのは大きな枠でして、学校教育と家庭教育と社会教育、幅広い学習を含んで、生涯学習といいます。

生涯学習というのは自分自身を磨き、生活向上のため、自分の意思と関心により、自分に合った手段や方法で生涯を通して学習することを言います。例えば、スポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション、ボランティア活動など、幅広く多様です。

このように、乳幼児から子供、そして大人まで、町民の誰もがいつでもどこでも自由に活動できる場の中心となるところが、新しくできる中央公民館だと思います。子供たちをはじめ、町民の皆様が中央公民館に行くと何か楽しいことに出会える、同じ趣味や興味を持つ人と話したり活動したりすることができる、また行ってみたいと思える場所にしたいと考えています。

また、中央公民館に老若男女たくさんの人が集まり、様々な活動や学びを通して、人と人がつながり仲間が広がる。そして、町民の皆さんの生きがいを生み出す場にしたいと考えております。そこに子供たちが一緒に来れば、子供たちは先々大人になり、大人が子供を連れてくるということで集まる場所になって、河内には楽しいところがあるな、そういう感覚を持ってもらえればありがたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 7番牧山龍雄議員。

○7番（牧山龍雄君） ありがとうございます。

議会もこども議会というのをやっけていまして、子供たちがやはり町の問題をいろいろなこども議会で発表するっていうのは、いい機会かなとも思っております。そういうことも続けながら、これから学校教育、社会教育のほうを目指していただきたいと思います。

それでは次、2番目の地域おこし協力隊について、質問したいと思います。地域おこし協力隊とは、これはまちづくり推進課の担当だと思いますので、坂本課長、よろしくお願いいたします。

この協力隊の具体的な活動内容や条件、待遇、また募集自治体により様々ですが、総務省では、地域おこし協力隊の活動に要する経費として、隊員1人当たり520万円を上限として財政処置を行っております。任期中は、自治体サポートデスク等による日々の相談、隊員向けの各種研修等々、様々なサポートが受けることができるそうでございます。

任期終了後の起業、事業継承に向けた支援もありますということですが、今、町では何名の方が、どの課でどのような活動をされているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 稔君） 坂本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（坂本紀幸君） 牧山議員の御質問にお答えいたします。

初めに、制度の概要を含めてお答えいたします。

地域おこし協力隊制度は、都市部から地方へ人の流れをつくることを目指して導入されました。地方自治体は、地域外の人材を積極的に誘致し、地域の課題解決や活性化に向けた活動を行うことで、地域力の維持と強化を図るための重要な施策となっているところでございます。具体的には、地域おこし協力隊員は、都市地域から過疎地域において、おお

むね1年から3年の一定期間その地域に住民票を移し、地域協力活動を行いながら定住定着を図る仕組みであり、まちづくりの担い手として地域に貢献することが期待されているところです。

この地域協力活動とは、地場製品の開発や販売、地域イベントの企画運営、観光資源の掘り起こし、農林水産業への従事、住民の生活支援など、多岐にわたって地域活性化に向けた様々な活動を行うものでございます。これにより、地域の外から来た者ならではの視点で町の魅力を引き出し、地域住民との交流を深め、協力しながら、持続可能なまちづくりに取り組む重要な役割を果たすものでございます。

御質問のありました当町における地域おこし協力隊員の委嘱の状況といたしましては、令和5年10月から活動を開始し、現在に至るまで6名の隊員が着任し、活動を行っております。それぞれの隊員の所属といたしましては、まちづくり推進課に2名の隊員が所属しており、地域魅力化コーディネーターとして、主に地域資源を活用した町の活性化や、かわち夢楽への運営支援の活動などに取り組んでおります。教育委員会事務局には1名の隊員が所属し、地域教育コーディネーターとして、主に教育文化イベントの企画運営や図書館運営サポートなどの活動に取り組んでおります。

令和6年度には、秘書広聴課に1名の隊員が所属し、地域プロモーションコーディネーターとして、主に町内イベントや団体等の活動を発信し、情報発信力の強化を図りながら、町の認知度向上につながる活動を行っております。生活環境課には1名の隊員が所属し、空き家コーディネーターとして、主に空き家所有者からの相談業務や空き家の利活用、移住定住の促進に関する活動に取り組んでおります。最後に、農政課には1名の隊員が所属し、かわち農業コーディネーターとして、主に町の農産品の販路拡大や商品開発、新規就農に向けた活動を行っております。

次に、令和7年度の隊員の採用予定についてお答えいたします。

2名の隊員を採用する予定でございまして、1名はまちづくり推進課に配属を予定しており、主にかわち夢楽の加工所を生産拠点として、町の主要農産物であるお米を活用した新商品開発や、生産工程管理などの活動に取り組む予定となっております。もう1名は教育委員会事務局に配属を予定しており、来年度新設する新公民館で開設予定の公営塾の運営及び学習支援に関わる活動を行うことを予定しております。

このように、各隊員が持つ様々なスキルや知識が地域に新しい風を吹き込み、地域資源の発掘や活用につながることで、地域にとって欠かせない人材となることが期待されているところです。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 7番牧山龍雄議員。

○7番（牧山龍雄君） それでは続きまして、隊員の任期終了後の体制についてお伺いいたします。

地域おこし協力隊等が起業し、事業を継承するときは、それに要する費用100万円、隊員1人上限で支給されます。起業または事業継承される方は、何%ぐらいいますか。

国の支給は1年であり、事業継承される方は基盤や体制がある程度整っていると考えられますが、起業となると別です。国の1年の支援では、大変難しいと思われます。そこで、町からの支援も必要ではないかと考えます。町の支援があれば、町に定着し、町の商工業も少しは活気が出ると思われます。そして、商工会議所に参加させていただければ、町の発展や元気にもつながるのではないのでしょうか。

これから先、町の取組等がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋 稔君） 坂本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（坂本紀幸君） 御質問にお答えいたします。

国では、地域おこし協力隊の隊員数を令和8年度までに1万人とする目標を掲げており、これまで年々増加してきました。その結果、全国で活躍する地域おこし協力隊の隊員数は、令和5年度には7,200名に達しています。

国が公表している任期終了後の隊員の動向調査によりますと、平成30年度から令和4年度の5年間で、約65%の隊員が活動した地域や近隣の地域に定住しています。また、同一市町村に定住した隊員のうち、約46%が自ら起業し、約36%が就業するなど、任期中の活動や地域のつながりを生かして、多くの隊員が引き続き地域に貢献を続けています。そのため、隊員が果たす役割は、地域にとってますます重要になっているものと考えられます。

国では、隊員を積極的に受け入れるために、地方自治体に対する様々な財政支援策を講じており、任期終了後の隊員へのサポートを充実させるための施策も同時に進められています。御質問にもございました、隊員の活動経費に対する町への財政支援の措置はもとより、隊員の起業支援を目的とした補助金の創設についても、当初予算として今定例会で提案させていただいているところです。

御質問のとおり、隊員が任期2年目から任期終了後の1年までの間に起業や事業継承を行うための経費については、1隊員当たり100万円を上限に特別交付税で措置されておりますのは、御承知のとおりでございます。さらに、任期終了後に定住するための、空き家を改修し住居とするための経費につきましても、措置率は5割として、同じく特別交付税措置が講じられています。

また、資金調達に活用できる支援として、隊員が活動した地域で新規開業を目指す際、設備資金や運転資金を日本政策金融公庫から基準利率よりも低い貸付利率で融資を受けられる制度もございます。さらに、起業に関する相談や経営上の悩みの相談については、国が設置した無料の経営相談所のよろず支援拠点を利用可能で、任期中であれば何度でも無料で相談ができるようになっております。

これらの各種サポートに加え、国では隊員の円滑な活動を後押しするために、全国ネッ

トワークという組織が立ち上げられており、同じ分野で活躍している隊員や、任期終了後にモデルとなる隊員経験者が身近にいないなどの不安を軽減するために、これまで蓄積されてきた経験とノウハウを全国レベルで共有しています。現役隊員や協力隊経験者、自治体担当者などの関係者で構成されており、より効果的に活動できる環境づくりが進められています。

このような様々なサポートを活用しながら、地域の外から来られた隊員が1年から3年という短い活動期間の中で、地域に溶け込み、まちづくりに関わり続けていただくためには、町と地域の関係者、隊員の3者が地域の思いを共有し、課題やニーズを丁寧に把握しながら、地域の活性化に向けて共に連携、協力する環境を築いていくことが大切であると考えております。

最後に、今後の町の取組といたしましては、引き続き国からの財政支援や活動サポートを活用し、先進自治体の事例も参考にしながら、活動支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 7番牧山龍雄議員。

○7番（牧山龍雄君） どうもありがとうございました。やはり、協力隊の方も河内町を選んで、河内町のことを3年間いろいろ勉強して、好きになろうと、定住しようとか、いろいろ考えてやっているわけでございますので、これからも町の取組として応援していただければありがたいと思いますので、どうもありがとうございました。

続きまして、3番目の町づくりについて、4項目ほど町長にお伺いしたいと思います。

今、新年度予算が可決されそうでございますが、この新年度予算の中での町づくりに対するポイントは、町長はどういうことを考えておるか、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋 稔君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 牧山議員の質問にお答えします。

新年度予算のアピールポイントということでございますけれども、まず近々の課題であります社会保障や教育、そして子育て環境の充実、また中央公民館事業が完了しますのです、その中身の充実を図っていきたいというふうに思います。

また、主な支援としましては、農業者の支援ということで、規模拡大や後継者支援の補助金を現在50万円という設定でございますけれども、次年度からは最大300万円までの補助ということで行っていきたいというふうに思います。また、もみ殻の処分施設も、これから建設のアンケート調査を行いまして、必要と判断された場合は、建設に向けた準備を進めていききたいというふうに思っております。

また、人口減少、高齢者社会を見据えながら、都市マスそして立地適正化計画を推進し、過疎地域の持続的発展計画に基づいた過疎対策事業の推進を図り、限られた財源を効率的、また効果的に活用し、次世代への負担抑制を図りながら複雑化・多様化する行政課題に着

手し対応できるよう、創意工夫を凝らし、また新庁舎の建設に向けて、今年度は敷地の測量、そして基本設計を発注する予定でもございますので、順調にいきましたら、これから五、六年後の完成に向けて進んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 7 番 牧山龍雄議員。

○7 番（牧山龍雄君） どうもありがとうございました。今年、まだ町長選も控えておりまして、町長がやっぱりやりたいことを、町民にこれから選挙戦の中でも訴えていくのかなと思います。

それでは、2 番目の中央公民館についてお聞きしたいと思います。

先ほど星野議員の中でも子ども食堂の関係でありましたけれども、今度新規オープンする中央公民館はいろいろな要望や活用に期待することが多く、前の公民館よりは運用が多くなると考えております。そこで、最初は混乱すると思いますけれども、町民に多く利用していただき、活用していただければよいのかなと思います。

この公民館の運用について、これからどのようなことがあるのか、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 稔君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 今年度完成する公民館の利用についてお答えします。

実は昨日、空港、N A A の建物検査が終了しまして、何とか無事に通ったということで、補助金も無事頂けるということになりまして、一安心しているところでもあります。

また、建設事業が3 月末で完了予定でありまして、その後、備品や図書の書類、そしてトレーニングマシン等を搬入しますので、先ほど申しましたように、4 月24 日に竣工式を行う予定としております。

また、一般開放につきましては5 月7 日からということで、学童保育、そして公営塾につきましては5 月19 日から運用開始の予定でございます。運用の中身につきましては、1 階にはゼロ歳から就学前までの子育て支援事業の施設、そして調理室を利用し、できれば子ども食堂の開設準備をしていきたいというふうに思います。また、2 階には、学童保育、そして終了後に公営塾、また図書室、そして3 階には大会議室及びサークルやトレーニングジム等としての使用が可能となります。

そして、今まで月曜日が休館日ということだったんですが、運用開始後は祝日と年末年始除いて運営をしまして、9 時までとする予定ということで、サービスの向上を図ってまいりたいというふうに思います。

そして、公営塾に関しましては、週2 から4 日、6 時から2 こまということで、6 時から6 時50 分、7 時から7 時50 分ということで2 教室に分けまして、中学1、2 年生、そして3 年生が二つの班に分かれまして、数学と英語での予定をしておりますので、そういった形で進めていきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋 稔君） 7 番牧山龍雄議員。

○7 番（牧山龍雄君） どうもありがとうございます。先ほど言いましたけれども、多くの方に利用されて、町の活性化につながればいいなと思います。

それでは、3 番目の英語学習の取組についてお伺いしたいと思います。

今度、ALT 学習について、フィリピンの方を活用することになったとお聞きしております。2 人の女性の方が河内町に来られ、1 人はかわち学園での授業を担当し、もう 1 人は認定こども園や学習塾などを担当するとお聞きしております。2 人の方は河内町に住所を置き、住むということになると、町を好きになっていただきたいし、各種イベント等にも参加していただければ、ありがたいなあと考えております。

英語学習だけではなく、町全体への参加等も含めて、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 稔君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 英語学習の取組ということで、牧山議員も御承知のように、3 月 28 日にこちらに来る予定となっております。女性の方が 2 人ということで、その後、河内町に住みまして、1 人がかわち学園、そして 1 人がこども園、統合のこども園のほうに配属になりますので、その中で、細かい指導の中身につきましては学校とも協議しながら、詳細は進めていきたいというふうに思います。

また、5 年生から 9 年生まではパソコンを活用して、リモートで向こうの先生と対面方式で英会話を行いますので、そちらも日程がいつになるかははっきりはしませんけれども、継続的に進めていきたいというふうに思いますので、そういった意味では、英語力の強化、アップに大分寄与するのではないかなということで、期待をしておるところでもございます。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 7 番牧山龍雄議員。

○7 番（牧山龍雄君） 最近、河内町もテレビ東京などで放映されたり、いろいろ話題になっておりますけれども、今度来られた女性 2 人も、河内町の何か活発になるような、そういうものに取り組んでいただければありがたいなと思います。

続きまして、四つ目の質問をさせていただきます。かわち夢楽について、お伺いいたします。

以前は作業所兼休憩室だったところが、今は食品加工場に改装されました。現在、出荷者の方々やパートさん方の集まる場所や、休憩する場所、または会議等のできる場所がないので、確保していただきたいなと考えております。

今年度、令和 7 年度から毎月開催していますイベントは、今度かわち夢楽が主体となって行われることになりました。そして、出荷者や我々議会はサポートとして参加することになったと聞いております。かわち夢楽が主体となれば、なおさら協議したり集まったり

するところがなければ、まとまりが難しくなっていくのではないかと考えております。そうならないためにも、集まる場所が必要ではないでしょうか。

そしてまた、かわち夢楽も、今よりもいろいろなスペースが必要ではないでしょうか。現在の施設で一生懸命に頑張っていますが、もう少し施設を増設したり改築したりすれば、もう少しよくなるのではないかと。そして、売上げも伸びるのではないかなと考えております。

会議室等を含め、今後の町長のお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 稔君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） かわち夢楽の運用方法ということでございますけれども、場所とかスペースにつきましては、パートさんそして出荷者の皆さん、そしてサポーターの皆さんのいろいろな意見を取り入れながら、もし増やすのであれば、どの位置にどういったものができるかというものを協議させていただきたいというふうに思います。

夢楽は3月末の決算ということで、参考までに、前年比144%ということで、着実に利益は伸ばしておりますので、もう少しまた伸ばしていかなければいけないのかなということでもございますが、そんな中で、なかなか限られた場所、スペースがありますので、どこにどういったものというのは、これから階数であったり、人数だったり、規模だったりというものも加味しながら、方向性を定めていきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（高橋 稔君） 7番牧山龍雄議員。

○7番（牧山龍雄君） 町長、どうもありがとうございました。

今、河内町もイルミネーションとかいろいろな有名になっておりますので、これからいろいろなそういうものを利用しながら、町の活性化に努めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（高橋 稔君） これで、7番牧山龍雄議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。11時25分まで休憩とします。

午前11時13分休憩

午前11時33分開議

○議長（高橋 稔君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、宮本秀樹議員から欠席届の取下げがありました。

よって、ただいまの出席議員は10名であります。

次に、3番諸岡周示議員、登壇願います。

〔3番諸岡周示君登壇〕

○3番（諸岡周示君） 皆さんこんにちは。3番諸岡周示です。また、今日は傍聴の皆様

にお越しをいただきまして、誠にありがとうございます。もう少しですので、よろしくお願いします。

昨年2月に議会の改選がなされ、早いもので1年が過ぎました。私をはじめ、議員として町民の負託に応えるため、資質に欠けることなく活動をしなければならないと考えております。また、常にそのことを思い、議員活動をしている1人でもございます。

季節も、桜の木にもつぼみが持ち始めました。それと同時に花粉が飛び回り、私にとっては憂鬱な季節にもなってきております。今日は、春の高校野球の選抜高校野球が開催を開会しました。高校球児のように頑張る姿を見て、私ももっともっと頑張ろうと考えております。

それで、本日の質問は、現在進められている都市計画マスタープラン、立地適正化計画などによる町有財産の無償貸付けやその活用について質問をいたします。また、こども園、そしてかわち学園の教育や送迎など、様々な園と学園の連携について質問をいたします。担当課長、教育長そして野澤町長には丁寧な答弁をお願いをいたします。詳しいことは、自席にていたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 稔君） 3番諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） 初めに、町有財産について、質問いたします。

旧金江津中学校運動用地について質問をいたします。

平成30年6月議会で承認をいたしました社会福祉法人河内厚生会に対して、地域密着型サービス、介護福祉施設ですね、それを貸付期間、平成30年7月1日から平成60年3月31日までの30年間として、借主は契約の更新を請求することができる。そして、貸主は、特段の理由なき限りこれを承認するということですが、令和元年第4回定例議会において、河内厚生会より障害者施設の契約変更の承認を、議決をいたしました。また、その以前には、河内厚生会は地域住民にも説明会を実施されました。

これから都市計画マスタープランや立地適正化計画をする中で、今現在、事業が途中で止まっている承認ですか、その確認は私は必要でないかと考えますけれども、企画課長にその辺を答弁を求めます。

○議長（高橋 稔君） 伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤英樹君） 諸岡議員の御質問にお答えいたします。

旧金江津中学校の運動場につきましては、今、諸岡議員おっしゃったとおり、平成30年6月の定例会で議会承認を受けまして、町内事業者であります社会福祉法人河内厚生会に30年間の貸付けを行っております。貸付け後、令和元年12月定例会において議会承認をいただき、指定用途の変更に伴う変更契約を締結しております。変更内容につきましては、当初の指定用途では、第6期介護保険事業計画に基づく地域密着型介護老人福祉施設としての活用であったところ、当該用地に新たに社会福祉法の第一種社会福祉事業に定める障害者支援施設を開設したいとの申請があり、その際に実施されました住民説明会において

も反対する意見はなかったことから、新たな施設を指定用途に追加したものでございます。

なお、現状としましては、変更契約後５年経過した現在も指定用途に供されていない状況にあることから、借主との話合いの場を設けまして今後の事業計画等を伺い、仮に契約に定める義務の履行が難しいのであれば、活用されていない敷地については今後どのようにするか、協議していきたいと考えております。その際は、現在策定中の都市計画マスタープラン等の方針などを踏まえた検討ができればと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） ３番諸岡周示議員。

○３番（諸岡周示君） よろしく申し上げます。

次に、旧生板小学校について質問をいたします。

先週土曜日のお昼、テレビ東京を見ていましたら、野澤町長のコメントが入ったSDGsの廃校利用の放映がありましたけれども、町長、大分テレビ映りがよくてよかったと思います。そういう中で、かなり河内町のPRをしていただいたのですけれども、来年度予算の中に、二、三年後の開通する生板バイパスから旧生板小学校までの間に測量予算が立てられております。これ、私も以前から町長に、あの道を、バイパスができるから生板小学校までやったらいいんじゃないですかという話をしていたところ、予算立てしてくれて、本当にいいなと思っております。

そんな中で、今現在、おかえり集学校プロジェクト「生板集学校」という地域活性化を目的としたリングロー株式会社と無償貸付けをしていますけれども、かなり広い敷地で、そして校舎もたくさんあります。まだまだ空いている部屋がありますので、これも同じように、これから先ほどテレビ東京の話をしましたけれども、リングローとの協議をもう少ししてもいいんじゃないかというような感じがしておりますけれども、その辺は企画課長、どのように考えておりますでしょうか。

○議長（高橋 稔君） 伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤英樹君） 御質問にお答えいたします。

旧生板小学校につきましては、令和５年３月の定例会にて議会承認をいただき、令和５年４月から１０年間の貸付けを行っております。おかえり集学校プロジェクト「生板集学校」に活用することを目的として、併せて借主が運営する関連事業についても指定用途に含むとした契約がリングロー株式会社と締結されております。

現在の活用状況としましては、スマホ教室、ＩＴよろず相談、それから小中学生向けのプログラミング教室なども行っております。ほかにも空き教室の活用がございまして、月１回程度ではございますが、講演会の会場として、また写真家の作品保管場所として、そのほかに地元の農地維持活動団体の事務所としてもお使いいただいているところですが、広い旧生板小学校ですので、活用されていない教室のほうが多いのが現状でございます。集学校の担当の方に伺ったところ、ほかの廃校利活用の事例でも、学校一つ丸々活用とな

ると相当な時間がかかるというようなことでした。

今後につきましてですが、まだ契約期間10年の途中ではございますが、活用方法について借主と協議できればと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 稔君） 3 番諸岡周示議員。

○3 番（諸岡周示君） これもよろしく願います。

今度、町長に答弁を求めたいんですけれども、そのほか町の財産において、現在進められている都市計画マスタープラン、そして立地適正化計画の中で残された源清田保育所、旧河内中学校跡地、旧長竿小学校の北側とか旧給食センター跡地やそのような跡地利用ですが、今後どう進めていくのか。これ、公有財産審議会や利活用審議会などの開催も含めて検討しなければならないと考えておりますけれども、現在検討されているものがあれば、それも含めて野澤町長に答弁を求めたいと思います。よろしく願います。

○議長（高橋 稔君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 諸岡議員の質問にお答えします。

その他の町有財産についてということでございますが、諸岡議員も承知のように、今現在、都市計画マスタープラン、そして立地適正化計画を進めておりますので、今後、有効活用するためにどういったものに適しているかということ、まずは見極めていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

また、旧給食センターの跡地につきましては、現在米を中心とした6次化の施設として、今後、事業者を公募して募集をかけまして事業展開をし、お米を活用した商品開発、そしてふるさと納税に対応できる施設として進める予定でございます。この後、議会のほうにも説明が入ると思いますけれども、順調にいけば6月の議会に提出をさせていただければというふうに考えております。

また、源清田の保育所は、5月中頃まではまだまだ使用しておりますので、子育て施設として利用であります。その後は建物の状況等を精査しながら、利用可能かどうかも見極めたいというふうに思います。

また、旧長竿小学校の敷地、また河内中学校の跡地につきましては、テニスコートも含めて再検討をして、プランの立案等を様々な方面から御意見をいただき、最終的には公有財産審議会での取得、管理、処分について調査、審議していただくことになろうかというふうに考えております。

いずれにしても、廃校利活用に対しましては、敷地の規模、そして建物が非常に大きいということもありますし、どういったものに利用可能かどうかを見極め、様々な地域の要望や意見等もお伺いしながら、そして財源確保も含めて、できればスピード感を持って進めていきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 3 番諸岡周示議員。

○3 番（諸岡周示君） ありがとうございます。今、都市マスそして立地計画もありますので、様々な審議会も含めて、御検討のほどよろしくお願いします。

続きまして、かわち学園とこども園の連携について質問をします。

まず、質問入る前に、教育長に確認したいことがあります。

昨年の夏頃、かわち学園の学校長が、町長の所管である各課の団体に対して、例えば防犯連絡協議会の会長さんとか交通安全母の会などに、決裁を受けずに集まってくださいという招集文を送ったということがありました。

これは、教育長、事実ですか。それと、これは御存じなんでしょうか。その辺をお願いします。

○議長（高橋 稔君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 今の件ですが、事実です。

ただ、校長のほうもその段取りとかその辺がよく理解できていなくて、先へ進んでしまったというのが現状です。それを聞いたものですから、相談をしまして、私のほうではそこは差し止めて、そのまま戻したという形で今終わっております。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 3 番諸岡周示議員。

○3 番（諸岡周示君） 教育長、そこで先ほど言ったように、町長の所管の団体なんですよ。

それに対して、謝罪をしましたか、しませんか。どっちなんですか。

○議長（高橋 稔君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 校長のほうから謝罪はなかったと思います。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 3 番諸岡周示議員。

○3 番（諸岡周示君） これ、私が例えば所管の団体を、その他もろもろの招集お願いしますってかけたら間違っていたということで、ただ単に間違っていましたということでは済まされないんですよ、教育長。

せめて、謝罪くらいはしていただきたいと思うんですけれども、その辺どうでしょう。

○議長（高橋 稔君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） そういった謝罪の場を設けていただいて、謝罪することもやぶさかではないのかな、必要なのかなと思います。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 3 番諸岡周示議員。

○3 番（諸岡周示君） 町の行政は、町長が所管するこの行政機関と教育委員会は、別の執行の別の部署なんですね。

だから、教育長、これからもその他もろもろ、学校長、かなり私も不満を持っていますけれども、注意どころじゃないものですから、十分に注意していただいて、早めに町長のほうに謝罪のほうをお願いしたいと思います。よろしいですか。

○議長（高橋 稔君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 今のお話、校長にも話しまして、そういった場で町長のほうに謝罪をしたいと思います。

○議長（高橋 稔君） 3番諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） よろしくをお願いします。

それでは質問に入ります。

かわち学園とこども園の連携についてということで、教育や送迎の問題、そして公民館ができた後の生涯学習について質問をいたします。

先ほど牧山議員のほうから一部生涯学習のことが質問ありましたが、かぶるかもしれませんが、よろしくお願いします。

まず、教育ですけれども、教育委員会から毎年のように、点検・評価報告書というのが発行されております。その中で、教育・保育の向上と小学校教育との円滑な接続について推進をしましたということがありましたけれども、具体的にどのようなことをされたか。

また、英語でゲームをしたり、絵本と音楽に乗せて歌ったり、そして英語について親しんだよということですが、来年度から、これがかぶるかもしれませんが、A L Tによる教育がより充実されます。その詳しい取組を、こども園も含めて、かわち学園に対してもそうですけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋 稔君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 諸岡議員の質問で、かわち学園、それからこども園の連携ということでお話がありました。それについてお答えしたいと思います。

まず、どんな教育をしているかということについてです。

幼児教育から、学校教育と一貫した主体性を育てる教育を進めています。かわち学園とこども園では、どちらの施設でも共通して、自分で考えて判断して行動に移すなど表現できる、そんな主体性のある子供の育成を目指しています。幼児教育と学校教育を主体性の育成という軸でつなぐ教育は、両方とも公立だからできる、隣同士だからできる、河内町の大きな特色であります。

かわち学園とこども園、そして教育委員会事務局も加わり、主体性を育成するために、次のことを実践しています。

教員による園小連絡会を、年3回開催しています。教育委員会事務局も加わり、授業や保育の参観、協議をしています。

また、子供たち同士による園小交流事業も行っています。例えば、年長児が入学前にかわち学園を訪問して、学校探検や授業体験をします。1年生がリーダーとなって園児を案

内して、交流をします。また、先日３月７日には９年生と園児の交流として、年長児が、卒業式前に９年生へ卒業おめでとうのメッセージを、徒歩で届けました。お礼に、９年生が、学校の校歌を園児の前で披露しました。園児からは、９年生の声が大きくてびっくりした、かっこよかった等の感想がありました。園児と９年生の心の交流ができた一場面でした。

続いて、英語のＡＬＴについて、お答えしたいと思います。

ＡＬＴは、かわち学園に２人、こども園に１人を配置しています。

かわち学園には現在、既に１人のＡＬＴがおりますので、前期課程と後期課程に分担して活用することになります。ＡＬＴが２人入ることで、英語の授業にＡＬＴが入る時間が増え、本物の英語に触れる回数や時間が、今までと比べ、ずっと増えることになります。例えば、後期課程では、７、８、９年生も週４時間の英語の授業があります。今まで１人のＡＬＴだったものですから、ＡＬＴが入れた授業は２時間でした。それが２人になることで４時間全てにＡＬＴが入って、英語担当の教師と一緒に授業ができるというような、回数それから中身も深まっていくというようなことがあります。

また、こども園では、英語の学習というよりは、外国の方がいつもそばにいる、一緒に楽しく活動できるようになります。まさに、多様性を肌で感じるができます。英語に触れる機会も増えて、英語をより身近に感じるできるようになります。また、保育教諭の補助的な役割も果たします。

さらに、公営塾でも講師として加わってもらおうと思っています。１日に２こまありますので、その２こまの中で１対１の英会話ができるようにしたいと思います。例えば、１こま大体５０分なので、２０分２０分で２人ができるし、２こま目は５０分で、２０分２０分で本当にＡＬＴと生徒が１対１で対面で英会話ができると、そういった英会話教室を英語の中に取り入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 稔君） ３番諸岡周示議員。

○３番（諸岡周示君） 次に、今の３年生の学級のことですけれども、先週卒業授与式がありました。そのときですけれども、私たちが教室を横目に見ながら体育館に移動するとき、３年生の教室を見ていると、後方に２人が机にもつかずに床に座って何かやっているなという児童を見かけましたけれども、その後卒業授与式が終わり、帰り際にまた同じように見ましたら、今度は前方に黒板の前、今授業を行っている先生の脇に床に座ってまた同じようなことを見ましたけれども、ほかにも児童の方は授業やっているんですね。

そのようなことを見て、前からこのことは問題をし、議会の教育厚生委員会でもいろいろな議題をしましたがけれども、全然私解決していないなというふうに私は感じました。その中で、今後あの３年生の人たちが、４月には４年生になってまた同じようなことをやると、本当ほかの子供たちにも影響が出るのではないかなというようなことが、すごく心配、

危惧をしております。

今後、教育長これ、どのようにこれ扱えばいいか、今の現在の答弁をお願いしたいと思うんですけども。

○議長（高橋 稔君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 3年生に限らず学習に集中できないクラスがあれば、学級担任や教科担任だけに任せるのではなくて、学年主任、教務主任、管理職、その他授業が入っていない教員も、担任以外の教員がそのクラスに入り、落ちついた学習ができるように支援していきます。町雇用の学習支援員もクラスに入り、学習の支援をしています。

来年度からは、教育委員会の指導室所属の教育指導員・相談員も週1日、かわち学園に配置して、授業の様子を見ながら支援していきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 3番諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） この話は、前から私どもの常任委員会でもお話をしているわけです。全然、ここに議長も教育厚生委員のメンバーですけれども、変わってないなど。確かに、支援員はいますよ、教室の中に。でも、ほかの勉強している方が、これ本当に大変なことが起きるんじゃないかなというふうに私、本当に心配しているんですよ。

私、提案あるんですけれども、大変申し訳ないんですけれども、そういう子は別の教室で、そろそろもやっていいんじゃないかなってすごく感じているんですけれども、その辺どうでしょう。

○議長（高橋 稔君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 今、諸岡議員の別室でというような話の提案ということです。今、別室ということも含めて、この後学校とも協議しながら対応をしていきたいなど、そう思っております。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 3番諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） やっていただけるということで、これ入学当初から多分悪かったと思うんですね。最初は、小さいときからやっていれば、あのようなことはなかったと思うんです、私。だんだん大きくなってもう手のつけられなくなった状態で、やめろと言ったってなかなか無理な話なので、ぜひとも今言ったことをお願いしたいと思います。

次に、これも先ほど牧山議員とかぶりますけれども、生涯学習について質問いたします。

先ほど町長のほうから5月19日に学習塾が始まるっていうようなことありましたけれども、児童クラブも含めてもっと詳しい、どのようにするのか、週何時間、どのような、いろいろ決めていると思うんですけれども、その辺をお尋ねしたいんですけれども。

○議長（高橋 稔君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 児童クラブについてでよろしいでしょうか。

○議長（高橋 稔君） 3 番諸岡周示議員。

○3 番（諸岡周示君） そうですね、児童クラブですね。

○議長（高橋 稔君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 児童クラブの今後の見通しについてお話ししたいと思います。

児童クラブの運営を、4 月から民間委託とします。民間のほうでは、豊富なノウハウを持っている専門的な事業者に委託することによって、サービスの向上を図れると考えています。人材不足が深刻な今の時代、採用活動の難易度は高まっています。民間委託によって、スタッフの採用や管理、配置を効率的に行えるようになっていきます。その業者のほうでは職員研修も充実しており、組織的、計画的に担当者の人材育成を進めることができます。

また、新しい中央公民館がオープンするまでは、児童クラブは今までどおり、かわち学園で行います。オープンしてからは、かわち学園から役場のバスに乗って公民館に移動します。新しい中央公民館で児童クラブの運営が始まると、図書室、グラウンド、体育館などの施設が使えるようになります。活動が多様化すると思います。今のところ、4 月からの申込みは、86人となっています。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 3 番諸岡周示議員。

○3 番（諸岡周示君） よろしくをお願いします。

続いて、公営塾についてまた質問をしたいと思うんですけども、やっぱりこれも同じように、町長も先ほど言いましたけれども、週何日でどのようにするのか、その辺を詳しくお願いします。

○議長（高橋 稔君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 公営塾について、まず目的についてお話しします。3 点あります。一つ、町内には学習塾が少ないために、教育環境の格差を少しでも解消することです。二つ目、学校以外での学習習慣を身につけ、この問題分かった、勉強って面白いなというような学習への関心や意欲を高めたいと思います。三つ目、テスト勉強や各種検定試験の学習の支援を行います。

次に、対象者についてです。対象は、町内在住の、またはかわち学園に在籍している 7 先生から 9 年生までの受講希望者です。講師は、教員 O B や大学生にお願いします。

公営塾の開始時期と学習場所についてです。先ほど町長からもお話があったかなと思うんですが、新しい中央公民館が利用できるようになってから、公民館の 2 階の二つの学習室を使っていきます。

運営方法と開催日についてです。複数の講師による個別学習支援型となります。生徒が学習したい教材を持参し、個別に学習します。疑問点を講師に質問して、助言をもらえるようにします。開催日は、原則、月曜日から金曜日のうちの 2 回から 4 回の予定です。受

講者数によって変わってきます。受講者は、週2回受講することができます。

開設時間と教科についてです。開設時間は、平日18時から20時で、季節や下校時刻によって変更していきます。実施教科は、数学と英語です。一教科だけでも受講可能です。

料金は、原則無償です。教材等が必要になった場合には実費負担となります。

その他としまして、送迎は保護者をお願いします。

受講者は、事前に利用登録をしていただいてスタートしていきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 3番諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

時間がだんだんなくなってきちゃったので、次に、こども園、かわち学園の送迎の問題について質問いたします。

予算審査する前は、教育委員会の話としては、委員会を2回開いて、最終2回目のときに利用する、しないだけの議論で表決が行われて、利用しないほうが多かったというようなことでしたが、予算審査、しかも再審査をして、5月12日からこども園の駐車場にかわち学園と送迎の保護者も使用できるようにしますよというような説明がありました。

このころっと変わったのは、どういうことなのでしょう。意味分かります。予算審査前は使えませんよというような表決で行われたよということでしたけれども、予算審査行われて、その後5月12日から駐車場が使えますよというようになったんですけれども、これ委員会その間にやったんですか。

○議長（高橋 稔君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 2回の委員会の中で、最終的には利用はできますという結果です。

○3番（諸岡周示君） できます。

○教育長（鈴木裕之君） はい。ただ、そこで二つ意見が出たのが、整備する前から利用するか、それとも整地してから利用するか、それが二つの意見がありました。どちらかという、整備してからのほうが安全だからという意見が少し多かったような気がします。

ただし、委員会で決定したことが決定ではないということを、第1回目の委員会では確認をしています。ですから、その後の結果は、私のほう、または議会の皆様、それから町長に諮った上で検討しますということになっております。

よって、5月の、先ほど教育厚生委員会の中での話と同じように、5月の中頃からかわち学園の保護者にもこども園の駐車場を利用していただくことができるようにします。

その理由としては、二つ。こども園建設当初の計画で、駐車場を広く整備してかわち学園の保護者にも利用いただく、そんな方針であったということ。二つ目、アンケートを実施して、かわち学園の送迎にこども園の駐車場を使いたいという保護者の意見が90%以上ということで多かったこと、そのことが理由となります。

こども園の駐車場を利用するかわち学園の保護者とこども園の保護者には、駐車後の歩行者の移動時の安全のためのルール、道路を安全に横断するためのルールをつくっていきたいと思います。そのルールをみんなが守って、園児、児童生徒、保護者、スクールバス等の安全を確保したいと考えております。地域の皆様、それから保護者の皆様にも、子供たちの安全を守る協力をお願いできればと思います。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 3 番諸岡周示議員。

○3 番（諸岡周示君） 私の認識と聞いた常任委員会の話と違うなというふうにちょっと感じたんですが、いずれにしても使えますということで決まったということによろしいわけですね。

○教育長（鈴木裕之君） はい。

○3 番（諸岡周示君） そこで、それはそれとしていいんですけれども、やはりこども園、そしてかわち学園の P T A の、要は学校内、こども園内でもっともこのことに対して、使えるようになったんだから詳しい決まりや規則などはもっとも決めてほしいと思うんですけれども、全然やってなくて、ただ単に委員会立ち上げてやりましたというような話ですけれども、もう少しこの P T A、保護者の人たちをもっと活発化してほしいと思うんですけれども、これは教育長、以前からも遅れているというような話をしていますけれども、全然進んでないような気がしますけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（高橋 稔君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） P T A の働きかけというか、活動ということについてお話ししたいと思います。

平成29年度まで、それぞれの小中学校で P T A 活動が進められてきました。平成30年度、小中一貫のかわち学園が開校してから、P T A 活動が少し下火になったような気もします。さらに、令和2年度後半からコロナ感染拡大もあり、休校やオンライン授業が行われ、子供たちの学習活動も制限がかかりました。P T A 活動でも、総会を紙面で行ったりしたこともありました。また、授業参観ができなくなったり、学年ごとに時間差で実施したりと、思うような活動ができない時期が長くありました。

それらの影響からか、それは一概には言えないと思いますが、P T A 活動が少し停滞ぎみになっている気もします。しかし、そんな中でも、体育祭のときに駐車場案内などに多くの保護者ボランティアが協力してくださり、体育祭の運営に貢献していただきました。

コロナ感染も一時のようではなくなった現在、P T A 活動の活性化も期待されています。そこで、年度初めを迎えるに当たり、かわち学園に P T A 活動の活性化を目指した助言を、教育委員会としてしていきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 3 番諸岡周示議員。

○3番（諸岡周示君） ですから、教育長、やればできるんですよ。さっきの運動会でもいろいろ協力してやったということなんですから。以前にも教育長、遅れていますけれども呼びかけてやりますよっていう答弁していますよね、以前にも。ですから、私は、こども園、そしてかわち学園の連携は、やっぱり教育委員会、教育長の旗振りが非常に大切ななと感じております。

もうこれ以上時間がないものですから質問は終わりますけれども、子供たちのこれからの教育、そして将来は本当に非常に大切なものがありますので、本当我々も一生懸命やりますので、どうかその辺を含めて、もっともっと盛んにお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、少しでも持続可能なまちづくりに邁進するようお願いをしまして、時間ですので、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 稔君） これで、3番諸岡周示議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後零時17分休憩

午後零時18分開議

○議長（高橋 稔君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（高橋 稔君） 日程2、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第1号 令和6年度河内町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

この件につきましては、3月6日の本会議において質疑まで終了しておりますので、本日は討論、採決をいたします。

まず、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

報告第1号を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、報告第1号は原案のとおり承認することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程3、議案第1号 河内町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程4、議案第2号 河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程5、議案第3号 河内町消防団条例及び河内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対

のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程6、議案第4号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程7、議案第5号 河内町中央公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第5号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第５号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程８、議案第６号 河内町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第６号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第６号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第６号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程９、議案第７号 河内町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第７号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第７号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第７号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程１０、議案第８号 河内町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第8号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第8号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程11、議案第9号 令和6年度河内町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

議案第9号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第9号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程12、議案第11号 令和6年度河内町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第11号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第11号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程13、議案第12号 令和6年度河内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第12号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第12号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程14、議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第20号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第20号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程15、議案第21号 町有財産（旧金江津中学校）の無償貸付の更新契約についてを議題といたします。

議案第21号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第21号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程16、議案第13号から議案第19号を一括して議題といたします。

この件につきましては、3月6日の本会議において、予算審査特別委員会に付託いたしました令和7年度河内町各会計予算の計7議案についてでございます。

ここで、委員長より審査の結果について報告を求めます。

高橋利彰予算審査特別委員会委員長、登壇願います。

〔予算審査特別委員長高橋利彰君登壇〕

○予算審査特別委員長（高橋利彰君） 皆さんこんにちは。ただいまより予算審査特別委員会審査報告を申し上げます。

去る3月6日開会されました令和7年第1回河内町議会定例会におきまして、予算審査特別委員会に付託されました案件について審査の結果を御報告いたします。

議案第13号 令和7年度河内町一般会計予算

議案第14号 令和7年度河内町国民健康保険特別会計予算

議案第15号 令和7年度河内町介護保険特別会計予算

議案第16号 令和7年度河内町介護サービス事業特別会計予算

議案第17号 令和7年度河内町後期高齢者医療特別会計予算

議案第18号 令和7年度河内町水道事業会計予算

議案第19号 令和7年度河内町下水道事業会計予算

以上7議案について3月6日、7日及び12日の3日間にわたり全委員出席の下、委員会を開催し、各担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、付託されました案件は全て原案のとおり異議なく可決すべきものと決定いたしました。

なお、審議の詳細につきましては、議長を除く全議員が当委員会の委員でありますので、割愛させていただきます。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位から出されました質疑、意見等について十分に意を用いられ、事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

以上です。

令和7年3月18日

予算審査特別委員会委員長 高橋利彰

○議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。予算審査特別委員会からの報告は終わりました。

お諮りいたします。

議案第13号から議案第19号は質疑、討論を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、直ちに7議案を一括して採決いたします。

議案第13号から議案第19号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議案第13号から議案第19号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程17、議員提出議案第1号 河内町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

本件について、提出者から提案理由の説明を求めます。

服部 隆議員、登壇願います。

〔6番服部 隆君登壇〕

○6番（服部 隆君） 河内町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例の提案理由を御説明いたします。

政務活動費の使途は、議員の調査研究に資するために充てられている経費ですが、議員活動は多岐にわたるため、経費の捉え方や認識の相違により、近年の交付実績は少額となっているのが現状です。また、令和7年1月より議員報酬の増額改正されたこともあり、河内町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止するものです。

議員各位の御理解をお願いし、提案理由といたします。

○議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。提案理由の説明は終わりました。

議員提出議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議員提出議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程18、委員会提出議案第1号 河内町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件について、提出者から提案理由の説明を求めます。

宮本秀樹議会運営委員会委員長、登壇願います。

〔議会運営委員長宮本秀樹君登壇〕

○議会運営委員長（宮本秀樹君） 皆さんこんにちは。ただいまから河内町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を御説明いたします。

本件は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（令和6年法律第48号）の改正及び刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第68号）の公布により、条例の一部を改正するものであります。

議員各位の賛同を賜りたくお願いし、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（高橋 稔君） 御苦労さまでした。提案理由の説明は終わりました。

委員会提出議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 討論を打ち切り、採決いたします。

委員会提出議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（高橋 稔君） 投票漏れはございませんか。

投票を締め切ります。

賛成全員であります。よって、委員会提出議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（高橋 稔君） 日程19、選挙第1号 河内町後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を議題といたします。

本件につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により、選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、山本 豊議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました山本 豊議員を、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました山本

豊議員が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

本席から、会議規則第33条第2項の規定により、告知いたします。

○議長（高橋 稔君） 日程20、閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した閉会中の所管事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の調査事項とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 稔君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の調査事項とすることに決しました。

○議長（高橋 稔君） 以上をもちまして今期定例会の全日程が終了いたしました。

これにて、令和7年第1回河内町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後零時48分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署名議員

署名議員